

「生活環境の保全に関する条例」による 土砂埋立て等の届出を行う皆様へ

県内土砂等※¹のみによる埋立て等※²の手続きについて
は、みどり条例※³の土砂等埋立事業と同じです。

ただし、県内土砂等であることを確認するため、埋立て等開始の 30 日前までに「埋立て等の実施の届出」が必要です。

※1 県内土砂等…県内で採取された土砂及びこれに混入し、又は吸着した物

※2 埋立て等…埋立て、盛土、一時的な堆積

※3 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例

「生活環境の保全に関する条例」で求めている土砂基準及び水質基準は、環境基本法の土壤環境基準に準じて定めており、土壤環境基準に追加された 1,4-ジオキサンを含め次の 29 項目としています。

【土砂基準及び水質基準項目（29 項目）】

カドミウム	全シアン	有機りん	鉛	六価クロム	砒素
総水銀	アルキル水銀	PCB	銅	ジクロロメタン	四塩化炭素
クロロエチレン	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン
トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ
ベンゼン	セレン	ふっ素	ほう素	1, 4-ジオキサン	

お問い合わせ先・届出書類提出窓口

香川県環境森林部みどり保全課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10

TEL : 087-832-3465

e-mail : midorihozen@pref.kagawa.lg.jp